

大島町災害廃棄物処理実施計画
(東京都受託分)
[一部変更]

平成 26 年 6 月

東 京 都 環 境 局

目 次

第 1 章 はじめに～島外処理事業の経過及び処理実績～

- 1.1 処理実施計画の変更に当たって
- 1.2 島外処理の経過及び処理実績
- 1.3 大島町災害廃棄物の処理効果
- 1.4 大島町災害廃棄物処理計画の変更概要

第 2 章 計画の基本的事項の変更

- 2.1 災害廃棄物等の分類、処理方法及び処理見込量
- 2.2 災害廃棄物の搬出計画と処理期限

第 3 章 処理計画の変更

- 3.1 処分計画及び受入基準
- 3.2 作業計画

第 4 章 実施スケジュールの変更

- 4.1 実施スケジュール
- 4.2 計画の見直し

第1章 はじめに～島外処理事業の経過及び処理実績～

1.1 処理実施計画の変更にあたって

平成25年10月16日の台風第26号に伴う記録的豪雨により、大島町元町地区を中心に大島島内各所が斜面崩壊等による多大な被害を被った。元町地区では土石流によって膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）が発生した。

大島町は、平成25年12月5日に策定した「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき計画的に処理を実施してきたが、このたび、平成26年5月までの処理実績、現場での新たな知見及び現場測量等調査により、災害廃棄物等の処理残量の見込みについて把握できたことから、大島町は、平成26年6月19日に「大島町災害廃棄物等処理計画」の一部変更を行った。

都が平成25年12月16日に策定した「大島町災害廃棄物処理実施計画（東京都受託分）」（以下「当初計画」という。）は、都が大島町より受託した災害廃棄物の島外処理事業について、迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることを目的としたものであるが、「大島町災害廃棄物等処理計画」の一部変更により島外処理すべき災害廃棄物の数量に変更が生じたことから、それに伴い当初計画の変更を行う。なお、本変更計画に定めのない事項については、当初計画に定めるとおりとする。

1.2 島外処理事業の経過及び処理実績

(1) 先行実施

当初計画において、2.4.3(4)「島外処理の先行実施（緊急搬出）」（14ページから15ページまで）で記した先行実施事業については、平成25年12月17日（火曜日）から12月25日（水曜日）までの間に、予定どおり終了した。先行実施事業における処理実績については表1-1のとおりである。

なお、海上輸送業務については、当初計画2.2「運搬・輸送計画」に定めたとおり、当初計画における表2-1の地域海運業者の欄に記した地域海運業者2社に委託した（(2)の本格実施においても同様の業者に委託し海上輸送業務を実施している。）。

表1-1 先行実施処理実績

災害廃棄物の種類	処理量（単位：ト）		コンテナ運搬基数（単位：基）	
	実績	計画	実績	計画
廃畳（繊維類）	18.29	19	5	4
布団（繊維類）	5.35	10	2	2
建設混合廃棄物	120.13	160	30	34
合計	143.77	189	37	40

先行実施時の作業風景（平成 25 年 12 月）



コンテナ積下ろし（東京港辰巳埠頭）



コンテナ車両積込み（東京港辰巳埠頭）



災害廃棄物の受入れ（民間処分施設）



コンテナ積下ろし（大島町元町港）

（２）本格実施

（１）の先行実施の準備と並行して、流木等のうちリサイクルが困難な枝葉を含む可燃性廃棄物の処理について、平成 25 年 12 月 15 日に大島町長が特別区長会に対して協力の要請を行った。これを受けて、特別区長会は大島町の災害廃棄物の処理に協力することを決定し、平成 25 年 12 月 16 日に、特別区長会、大島町及び都との間で、次の基本合意書を締結した。

■大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書（平成 25 年 12 月 16 日）

特別区長会、東京都大島町および東京都は、平成 25 年 10 月の台風 26 号に伴い発生した土砂災害により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち島外で処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、当該災害廃棄物が特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場において円滑に処理されるよう相互に協力することを合意する。

<処理内容>

種類	処理期間	処理見込量
可燃性廃棄物 （木くず等）	平成26年 1 月から12月まで （1 年間）	7,400トン

この基本合意書に基づき、大島町が東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の清掃工場へ可燃性廃棄物（木くず等）を搬出するために必要な選別破碎施設を準備し、当初計画 2.4.3（5）「本格実施」（15 ページ）で記した本格実施事業として、平成 26 年 1 月に、清掃一組における可燃性廃棄物（木くず等）の受入処理を開始し、その後、順次、民間の処分業者における受入処理を開始した。

可燃性廃棄物（木くず等）以外の災害廃棄物については、四半期ごとにその種類、量及び処理期間等を大島町と都とで協議し、その協議の結果を受けて、都が民間の処分業者を選定し、処分を委託している。

平成 26 年 5 月末日現在の災害廃棄物の島外処理実績（先行実施事業における処理実績を含む。）は表 1－2 のとおりである。

表 1－2 島外処理実績（平成 26 年 5 月末日現在）

災害廃棄物の種類	処理量（単位：トン）		コンテナ運搬実績 （単位：基）
	実績	計画	
可燃性廃棄物（木くず等）	2,110.21	7,400	671
廃木材	3,868.09	21,000	907
廃畳（繊維類）	26.69	200	7
布団（繊維類）	8.31		4
建設混合廃棄物	807.28	4,400	224
合計	6,820.58	33,000	1,813

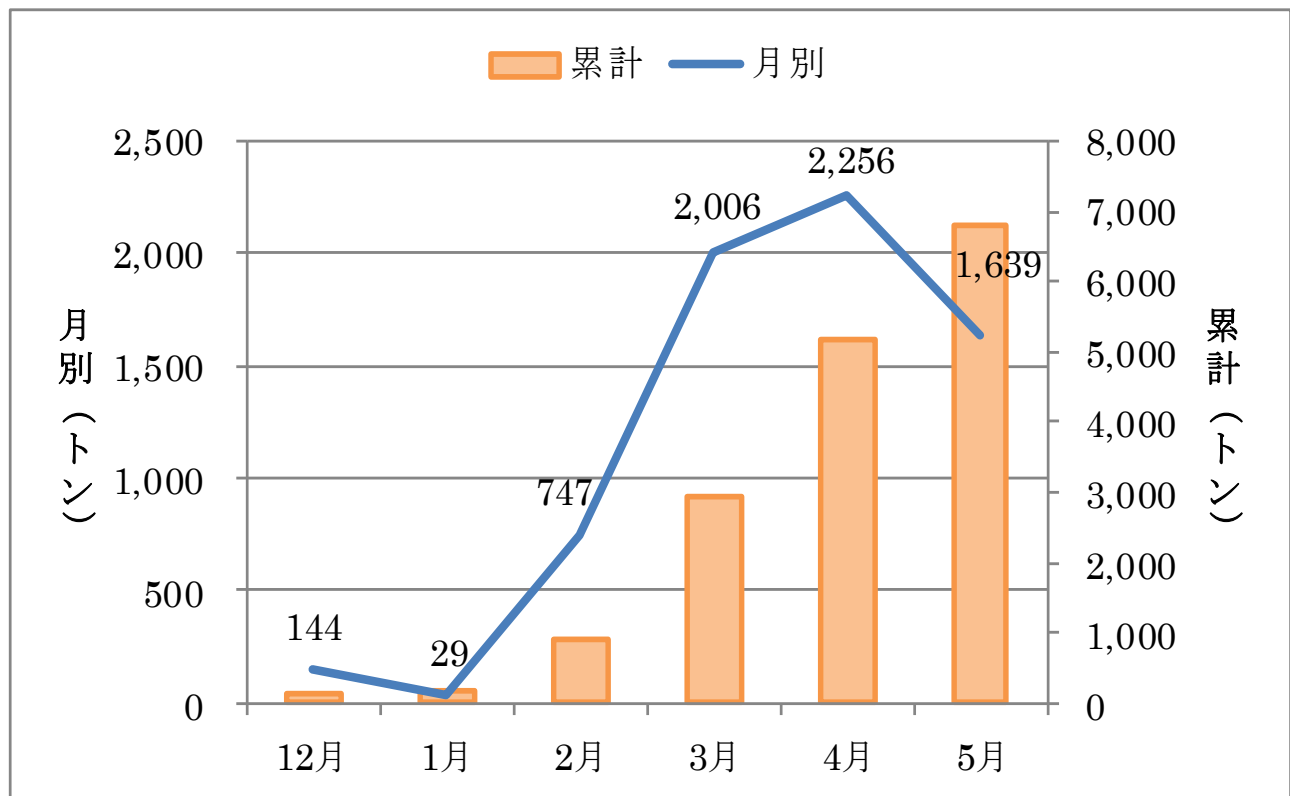


図 1－1 島外処理実績状況

本格実施時の作業風景（平成 26 年 1 月）



計量作業（清掃一組清掃工場）



受入れ作業（清掃一組清掃工場）

1.3 大島町災害廃棄物の処理効果

(1) 先行実施

当初計画 3.1「実施スケジュール策定上の留意点」（16 ページ）のとおり、災害廃棄物の集積場所である火山博物館駐車場一次仮置場は、市街地にあつて近隣に民家が存在し、悪臭・粉じん等が発生していたため、その解消をすることが急務であった。

そこで、平成 25 年 12 月に先行実施事業として、東京都が受入処理先を確保し、大島町が災害廃棄物の搬出を完了させ、周辺住民の生活環境の改善に貢献した。

搬出前の状況（平成 25 年 12 月 12 日撮影）



搬出後の状況（平成 26 年 1 月 16 日撮影）



(2) 本格実施

大島町は、平成 26 年 1 月から、「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき、市街地にある一次仮置場の災害廃棄物の搬出を完了させた。一時仮置場から搬出した災害廃棄物等は、大島町の二次仮置場で選別処理等の中間処理を経た後、一部を島外へ搬出し、東京都で受入処理を行った。

また、平成 26 年 6 月 25 日をもって、北部二次仮置場に併設しているオーレック一次仮置場を、北部二次仮置場の処理前ヤードとして利用することとし、この日をもって大島町災害廃棄物の一次仮置場が全て解消された。

1.4 大島町災害廃棄物処理計画の主な変更概要について

平成 26 年 6 月 19 日に大島町が策定した「大島町災害廃棄物等処理計画[変更]」（以下「町変更計画」という。）においては、主に次に掲げる事項の見直しが行われた。

➤ 島外処理見込量の変更

当初の計画の 33,000 トンから、5 月末までの処理実績も含めて 12,030 トンへ変更する。

➤ 搬出計画の変更

「廃木材」と「可燃性廃棄物（木くず等）」の 2 つの島外搬出物の種類について、処理実績を踏まえた品質管理を徹底させることによって、できる限り再利用する。

また、土砂災害により車両から脱落した「廃タイヤ」についても、島内で処分できないため、新たに島外処理の対象物とする。

➤ 計画の見直し

今後は、災害廃棄物等の処理進捗に応じた若干の数量及びスケジュール等の見直しは改訂で対応し、重大な事由のない限り計画の変更は行わないものとする。

なお、島外処理の処理期限については、原則として、平成 26 年 12 月のままとする。ただし、処理する災害廃棄物の量が減ったことにより、災害廃棄物の種類ごとに搬出可能なものは早期に完了する。

以上の町変更計画における変更の内容に対応した、都における当初計画の変更については、次章以降に示す。

第2章 計画の基本的事項の変更

2.1 災害廃棄物等の分類、処理方法及び処理見込量

大島町が災害廃棄物等処理見込量を変更したことにより、災害廃棄物処理見込量（島外処理部分）を、表2-1のとおり変更する。

町変更計画の内容に対応し、本変更計画においても、廃畳・布団等、建設混合廃棄物及び木くずの島外処理見込量を減らし、新たに廃タイヤの分類を追加する。その結果、島外処理の対象として、当初計画で処理を見込んでいた33,000トン、平成26年5月末までの処理実績を含めて12,030トンに変更する。

当初計画2ページ参照

表2-1 災害廃棄物処理見込量（島外処理部分）

分類	具体例	処理見込量（t）				増減 B-A
		A 当初計画	5月末 実績	6月以降 処理見込	B 見込計	
廃畳・布団等	浸水被害等を受けた廃畳、布団など	200	40	20	60	▲140
建設混合廃棄物	上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物	4,400	810	590	1,400	▲3,000
廃タイヤ	廃タイヤ（ホイール付のものを含む。）	—	0	10	10	10
木くず※	流木等	28,400	5,970	4,590	10,560	▲17,840
合計		33,000	6,820	5,210	12,030	▲20,970

※木くずについては、島内処理分560tを除いている。

2.2 災害廃棄物の搬出計画と処理期限

平成26年6月以降、都が計画的に島外へ搬出する災害廃棄物の内訳は、表2-2のとおりである。また、流木等の幹、枝及び根の処理後物は、極力、廃木材として民間処分業者に搬出することとし、葉が混入した流木等の破砕物は可燃性廃棄物（木くず等）として搬出する。なお、搬出に当たり、大島町としてリサイクル率を向上させるため、廃木材として搬出できる品質の選別処理を徹底して進めることとしている。

災害廃棄物の処理期限は、当初計画に定めたとおり平成26年12月までとする。また、災害廃棄物の種類ごとに、早期に搬出可能なものから搬出を終了させていく。

当初計画5ページ参照

表2-2 島外搬出計画（変更）

島外搬出物の種類	搬出物の状態	平成26年6月以降の 搬出予定量（トン）
廃畳・布団等	原状のまま	20
建設混合廃棄物	粗選別後	590
廃タイヤ	現状のまま	10
廃木材	流木等の幹、枝及び根の処理後物	2,720
可燃性廃棄物（木くず等）	選別破砕後 （葉が混入した流木等）	1,870
合計		5,210

第3章 処分計画の変更

3.1 処分計画及び受入基準

3.1.1 処分計画

島外処分に係る災害廃棄物の種類ごとの平成26年6月以降の処分計画については、次のとおり変更する。

当初計画 8 ページ参照

表 3-1 処理・処分計画（変更）

災害廃棄物の種類	島内前処理	平成26年6月以降の処理量（トン）	処分方法	処分先	備考
廃畳・布団等	原状のまま	20	破砕（焼却）	民間破砕施設（民間焼却施設※）	
建設混合廃棄物	粗選別	590	破砕（焼却）	民間破砕施設（民間焼却施設※）	
廃タイヤ	現状のまま	10	破砕（焼却）	民間破砕施設（民間焼却施設※）	
廃木材	流木等の幹、枝及び根の処理後物	2,720	再資源化	民間リサイクル施設	
可燃性廃棄物（木くず等）	選別破砕	1,870	焼却	都内自治体清掃工場	流木等の枝葉根等の破砕物

※ 民間焼却施設は、熱回収を行う焼却施設とする。

3.1.2 受入基準

島外処理を行う災害廃棄物について、災害廃棄物の種類ごとに、処分方法等に応じて定めた受入基準の参考例の一部を次のとおり変更する。ここで変更した受入基準の参考例については、平成26年7月以降に受入処理を行う災害廃棄物に適用する。

当初計画 9 ページ参照

表 3-2 建設混合廃棄物の受入基準（参考）

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法及び性状の基準
建設混合廃棄物	廃プラスチック	合成ゴム、じゅうたん、カーペット類（純毛綿等は除く）は可	（形状、寸法） 各辺2m以下 （性状） 灰分（湿ベース）： 約80%以下
	金属くず		
	木くず		
	ガラス・陶磁器くず		

表 3-3 廃木材の受入基準（参考）

災害廃棄物の種類	受入対象	受入条件	形状・寸法の基準
廃木材	流木系混合木材 木くず（流木）	・非鉄金属・大型金属（おおむね100mm×100mm以上）が除去してあること。 ・付着物（泥、土砂、小石等）が除去してあること。	各辺2m以下

3.2 作業計画

3.2.1 災害廃棄物の処分業務

災害廃棄物の処分に当たり、町変更計画で新たに追加された「廃タイヤ」の処分について、東京都は民間の処分業者の協力を得て、破砕、焼却、再資源化等の処分を行うものとする。なお、廃タイヤの処分の委託に当たっては、当初計画における他の災害廃棄物の処分の委託と同様に廃棄物処理法第6条の2第2項に規定する委託基準（以下「委託基準」という。）が適用される。

(1) 災害廃棄物の種類、量及び処分方法

廃タイヤの量及び処分方法は、表3-1に示したとおりである。

(2) 処分業者に関する基本的事項

廃タイヤの処分を民間の処分業者に委託するに当たっては、委託基準が適用されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条各号に照らし、処分業者に関する基本的事項に表3-4にある事項を追加し、当該事項も満たす業者を選定する。

当初計画 13 ページ参照

表 3-4 廃タイヤの処分業者に関する基本的事項

基本的事項
⑦ 廃タイヤの処分業者は、表3-5に示す産業廃棄物の種類の許可を、全て取得していること。

当初計画 14 ページ参照

表 3-5 廃タイヤの処分に必要な産業廃棄物の許可品目

許可品目	廃タイヤ
紙くず	
木くず	
繊維くず	
金属くず	○
ガラスくず等	
廃プラスチック類	○
ゴムくず	○

第4章 実施スケジュールの変更

4.1 実施スケジュール

平成26年6月以降の都が行う災害廃棄物の島外処理の実施スケジュールは、災害廃棄物の種類ごとに搬出可能なものは早期に島外搬出を完了させるという大島町の意向を受け、次のとおり変更する。島外処理においても、大島町の意向に沿って、災害廃棄物の種類ごとに、早期に処理可能なものから順次完了させていく。

また、廃タイヤについては、町変更計画に基づき、第2四半期中に完了させる。

項目		工 程		平成26年度													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
島外処理	廃畳・布団等																
	建設混合廃棄物																
	廃タイヤ																
	廃木材																
	可燃性廃棄物 (木くず等)																

4.2 計画の見直し

本変更計画は、災害廃棄物の島外処理事業が進捗する中で、中間的に実績をとりまとめ、災害廃棄物の種類及び処理見込量等について見直しを行ったものであり、今後は、本変更計画を基に島外処理事業の進捗を図る。

島外処理を行う災害廃棄物の処理量等は、四半期ごとの大島町と都との協議により変動するものの、重大な事由がない限り今後計画の変更は行わないものとする。